

計画策定の趣旨と  
基本的な方針

1

空家等の現状と課題

2

空家等の対策

3

達成目標（成果指標）

4

資料編

資料編



◇ 空家等対策の推進に関する特別措置法 .....	31
◇ 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（概要） .....	36
◇ 北海道の空き家等対策に関する取組方針（一部抜粋） .....	38
◇ 札幌市空家等対策検討委員会（設置要綱・委員名簿・経過） .....	39
◇ 主な関連施策一覧 .....	42
◇ 札幌市特定空家等認定基準 .....	44
◇ 第2次札幌市空家等対策計画（案）に対するご意見と考え方 .....	45

**(目的)****第一条**

この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

**(定義)****第二条**

この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

**(空家等の所有者等の責務)****第三条**

空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

**(市町村の責務)****第四条**

市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

**(基本指針)****第五条**

国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (空家等対策計画)

#### 第六条

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

### (協議会)

#### 第七条

市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### (都道府県による援助)

#### 第八条

都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

### (立入調査等)

#### 第九条

市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (空家等の所有者等に関する情報の利用等)

##### 第十条

市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

#### (空家等に関するデータベースの整備等)

##### 第十一条

市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (所有者等による空家等の適切な管理の促進)

##### 第十二条

市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (空家等及び空家等の跡地の活用等)

##### 第十三条

市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

**(特定空家等に対する措置)****第十四条**

市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

#### （財政上の措置及び税制上の措置等）

##### 第十五条

国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### （過料）

##### 第十六条

第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### （検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（概要）

（平成二十七年二月二十六日付け総務省・国土交通省告示第一号）

## 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

## 1 本基本指針の背景

## (1) 空家等の現状

## (2) 空家等対策の基本的な考え方

## ①基本的な考え方

- ・所有者等に第一義的な管理責任
- ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等

## ②市町村の役割

- ・空家等対策の体制整備
- ・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施等

## ③都道府県の役割

- ・空家等対策計画の作成・実施等に関する市町村への必要な援助の実施 等

## ④国の役割

- ・特定空家等対策に関するガイドラインの策定
- ・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等

## 2 実施体制の整備

## (1) 市町村内の関係部局による連携体制

## (2) 協議会の組織

## (3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備

## 3 空家等の実態把握

## (1) 市町村内の空家等の所在等の把握

## (2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握

## (3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段・固定資産税情報の内部利用 等

## 4 空家等に関するデータベースの整備等

## 5 空家等対策計画の作成

## 6 空家等及びその跡地の活用の促進

## 7 特定空家等に対する措置の促進・ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進

## 8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置

## (1) 財政上の措置

## (2) 税制上の措置

- ・空家等の発生を抑制するための所得税等の特例措置
- ・市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除



## 二 空家等対策計画に関する事項

- 1 効果的な空家等対策計画の作成の推進
- 2 空家等対策計画に定める事項
  - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類  
その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
    - ・ 重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示等
  - (2) 計画期間
    - ・ 既存の計画や調査の実施年との整合性の確保等
  - (3) 空家等の調査に関する事項
    - ・ 対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載等
  - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
  - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
  - (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
  - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
  - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
    - ・ 各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載等
  - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
    - ・ 対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針等
- 3 空家等対策計画の公表等

## 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進
- 2 空家等に対する他法令による諸規制等
- 3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

### （1）空き家等の活用の推進

空き家等の増加を抑制するためには、所有者自らが適切な管理を行うことが困難な空き家や、建物の状態が良い十分に活用できる空き家などについては、賃貸や売却などにより積極的に活用することが必要と考えられます。

このため道では、空き家等の活用に向けて、全道規模での空き家等の情報発信や相談対応などの取組を推進することとします。

#### 【取組事項】

- ① 「空家情報バンク」の開設
- ② 関係団体などと連携した相談体制の整備

### （2）市町村への支援

市町村では、空き家等に関する対策の実施を進めてきていますが、技術職員が不足しているため十分な体制がとれないことや、必要な情報が不足しているなどの課題があります。

また、市町村によっては地域に必要な専門家が少ないという課題もあります。このため道では、市町村が行う空き家等対策の円滑な推進に向けて、的確な人的支援や技術的助言、きめ細かな情報提供などにより積極的に市町村を支援することとします。

#### 【取組事項】

- ① 道による支援
- ② 関係団体などとの連携による支援
- ③ 情報の収集・提供及び調査研究による支援

### （3）道民への周知・啓発

空き家等への取組にあたっては、道民一人ひとりが、空き家等の適切な管理や活用の重要性、方法などに関する情報を知ることが重要です。また、空き家の所有者には、管理不全によりもたらされる事故などで周囲に損失を与えた場合に、所有者責任があることなどについても理解することが必要です。

このため道では、道民が空き家等に関する情報を理解し、空き家等の活用や適正管理が進むよう、空き家等の活用方法や放置空き家による影響などについて、周知・啓発を進めることとします。

#### 【取組事項】

- ① 道による周知・啓発
- ② 市町村や関係団体などと連携した周知・啓発

## 札幌市空家等対策検討委員会

### 札幌市空家等対策検討委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 7 日

都市局長決裁

#### (設置)

第 1 条 札幌市の空家等に関する対策について、専門的かつ客観的な意見を聞くため、札幌市空家等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (実施事項)

第 2 条 検討委員会は、札幌市の空家等対策に関する事項についての検討・意見交換を行う。

#### (組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、法務、不動産、建築等の関係団体会員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 検討委員会は、前項に掲げる者のほか、必要があると認める者に検討委員会への出席を求めることができる。

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

#### (庶務)

第 6 条 検討委員会の庶務は、都市局建築指導部において行う。

#### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要なことは建築指導部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

#### 附 則（令和元年 11 月 29 日一部改正）

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

## 委員名簿

氏名		所属等
委員長	もり 森                      すくる 傑	北海道大学大学院工学研究院 建築都市空間デザイン部門 教授
委員	かたおか                      なおゆき 片岡                      直之 (※第1回検討委員会まで)	札幌商工会議所 産業部長
	たかはし                      とおる 高橋                      亨 (※第2回検討委員会以降)	
委員	たくま                      たかし 宅間                      孝	札幌司法書士会 空き家対策検討委員会 委員長
委員	もりお                      かおる 森尾                      薫	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 副会長
委員	やまもと                      あきえ 山本                      明恵	特定非営利活動法人 さっぽろ住まいのプラットフォーム 理事長

(敬称略、委員 五十音順)

## 開催経過

### 【第1回】

- 開催日時

令和2年3月4日(水) 15:30～17:30

- 議事

(1) 札幌市における空家等の状況について

- ① 現計画の概要と取組内容について
- ② 住宅・土地統計調査について
- ③ 空家等の通報・特定空家等の状況について
- ④ 市民意識調査について

(2) 札幌市の空家等対策における基本的な考え方及び今後の検討テーマについて

### 【第2回】

- 開催日時

令和2年7月8日(水) 13:30～15:30

- 議事

(1) 空家等対策計画見直しの骨子(案)について

### 【第3回】

- 開催日時

令和2年9月2日(水) 13:30～15:30

- 議事

(1) 空家等対策計画(案)について

### 【第4回】

- 開催日時

令和3年3月11日(木) 13:30～14:30

- 議事

- (1) 空家等対策計画について
- (2) 令和元年空き家所有者実態調査について
- (3) 令和3年度の取組予定について

## 主な関連施策一覧

<p><b>対策1：空家等（特定空家等）の発生抑制</b></p> <p>①<b>木造住宅耐震改修工事等補助制度</b>【札幌市都市局建築指導部建築安全推進課】 昭和56年5月以前に建てられた木耐震性が低いと診断された木造住宅について、耐震診断、耐震設計及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度。</p> <p>②<b>住宅エコリフォーム補助制度</b>【札幌市都市局市街地整備部住宅課】 一定の省エネ改修やバリアフリー改修にかかる費用の一部を補助する制度。</p>
<p><b>対策2：流通・活用の促進</b></p> <p>③<b>札幌市及び公的機関の相談窓口</b>【札幌市総務局広報部市民の声を聞く課】 札幌市が行う無料の法律相談などのほか、公的機関が実施している各種相談の窓口を紹介。</p> <p>④<b>北海道が運用する「空き家情報バンク」の活用</b>【札幌市都市局建築指導部建築安全推進課】 北海道が道内全域を対象として開設し、空き家の情報と一緒に、就業情報や学校・病院などの地域情報も併せて提供する「空き家情報バンク」についての周知及び登録案内。</p> <p>⑤<b>株式会社北洋銀行との協定</b>【札幌市都市局建築指導部建築安全推進課】 空家等対策を協力して行い、市民の安全で安心な居住環境の形成及び地域の活性化を図ることを目的とした「空き家の除却及び活用の促進に係る連携協力に関する協定」を、平成27年（2015年）8月に締結。</p> <p>⑥<b>株式会社北海道銀行との協定</b>【札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課・札幌市都市局建築指導部建築安全推進課】 北海道外からの移住促進、札幌市での定住の促進、空き家対策に関し、相互に連携協力することを目的とした「移住及び定住の促進並びに空き家対策に係る連携協力に関する協定」を平成27年（2015年）12月に締結。</p> <p>⑦<b>公益社団法人全日不動産協会北海道本部との協定</b>【札幌市都市局建築指導部建築安全推進課】 「空き家等の流通促進に係る連携協力に関する協定」を平成28年（2016年）5月に締結。札幌市に売却等を希望する空家等所有者から相談が寄せられた場合、同意を得た上でその情報を協会に提供し、協会は相談担当者を選任し、具体的な対応策を提示することを目的とする。</p> <p>⑧<b>公益社団法人北海道宅地建物取引業協会との協定</b>【札幌市都市局建築指導部建築安全推進課】 ⑦同様の協定を平成28年（2016年）8月に締結。</p> <p>⑨<b>札幌司法書士会との協定</b>【札幌市都市局建築指導部建築安全推進課】 札幌市に空家等所有者からの相続問題等に関する相談が寄せられた場合、司法書士会の無料相談窓口の案内や司法書士の業務を紹介することを目的とし、「空き家等の対策の推進に係る連携協力に関する協定」を平成30年（2018年）2月に締結。</p> <p>○<b>住宅エコリフォーム補助制度（再掲、上記②参照）</b></p>

**対策2：流通・活用の促進**

⑩さっぽろコミュニティ型建設推進協議会【札幌市経済観光局国際経済戦略室ものづくり・健康医療産業担当課】

さっぽろコミュニティ型建設推進協議会に参画するコーディネート事務局が、家屋の修繕やリフォーム、バリアフリー、新築、造園、設備工事、除排雪など住まいや暮らしに関わる相談に応じ、相談内容に適した企業の紹介を行う。

⑪新たな活動の場創設支援事業【札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課】

地域の創意工夫によるまちづくり活動をより一層活性化させるため、地域の課題解決に向けたまちづくり活動と地域資源（市民集会施設や空家等）の整備・改修等とを結びつけた企画提案（アイデア）を募集し、審査委員会による審査を経て、採択された企画について地域資源の整備・改修費用を補助する事業。

⑫商店街区におけるストック活用型商い創出事業【札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課】

商店街区における魅力的な店舗を創出するため、商店街区の空店舗や空家等を活用して開業する事業者に対して、店舗改装費や備品購入費など開業費用の一部を補助し、空家等の利活用による新規開業を促進する事業。

**対策3：適切に管理されていない空家等の解消（特定空家等への対応）**

⑬危険空家等除却補助制【札幌市都市局建築指導部建築安全推進課】

市民の安全で安心な住居環境を確保するため、倒壊や建築部材等の飛散のおそれがある危険空家等の除却（解体）工事にかかる費用の一部を補助する制度。

○株式会社北洋銀行との協定（再掲、上記⑤参照）

○株式会社北海道銀行との協定（再掲、上記⑥参照）

## 札幌市特定空家等認定基準

分類	項目	認定の視点	所管
建築物等	1-1 倒壊・建築部材等の飛散等	建築物総体として、保安上の危険性が認められる状態（判定表により判定）	都) 建築指導部
	1-2 衛生設備の破損等	配管設備の破損等や吹付け石綿等の飛散により、付近住民や通行者に衛生上の被害が及ぶ危険性がある状態	都) 建築指導部
	1-3 塀・擁壁等及び立木の腐朽・破損等	塀・擁壁等及び立木に明らかな腐朽・破損等が生じており、当該空家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態	都) 建築指導部
	1-4 防火（放火）・防犯	玄関等の無施錠又は貫通穴が存在するなど、外部から不特定の者が容易に侵入できる状態	消) 予防部 市) 地域振興部
生活環境	2-1 ごみの散乱・不法投棄等	ごみや物品等が大量に散乱又は堆積しており、悪臭などの発生により周辺的生活環境が著しく損なわれている状態	環) 環境事業部
	2-2 燃焼物の放置・散乱（火災発生の危険性）	周囲の燃焼の危険性のある物件が散乱・放置されているなど、火災発生の危険性がある状態	消) 予防部
	2-3 雑草・立木等の繁茂	雑草・立木等の繁茂により、生活衛生上の問題が生じており、清潔が保たれていない状態	保) 保健所 環) 環境事業部
	2-4 衛生動物の発生	ハチ類の営巣、ドクガ等の衛生動物の大量発生等により、敷地外に悪影響を及ぼしている状態	保) 保健所
	2-5 落雪	落雪により、当該空家等の周囲において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼす危険性がある状態（ただし、道路上への影響があるものについては、2-6による。）	都) 建築指導部
	2-6 道路通行・走行の支障	空家等から発生する事象（ごみや物品等の散乱・堆積、雑草・立木等の繁茂、落雪等）により、道路の通行や走行を妨げている状態又はその危険性がある状態	建) 総務部

※その他、本基準を勘案し、総合的な観点から特に市長が危険性等があると判断した空家等については、「特定空家等」として認定することができる。



### 第2次札幌市空家等対策計画（案）に対するご意見と考え方

#### 1 意見募集実施の概要

##### (1) 意見募集期間

令和2年（2020年）12月25日（金） ～ 令和3年（2021年）1月28日（木）

##### (2) 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール、持参

##### (3) 資料の配布場所

- ・札幌市役所本庁舎（2階市政刊行物コーナー、2階都市局建築指導部建築安全推進課）
- ・各区役所（総務企画課広聴係）
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市ホームページ

##### (4) 周知方法

- ・札幌市ホームページ
- ・広報さっぽろ1月号への掲載

#### 2 意見数等

##### (1) 提出者数、意見数

2名、5件

#### 3 意見に基づく修正点

なし

ご意見の概要と札幌市の考え方についての詳細は札幌市公式ホームページにてご覧になれます  
ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/akiya/akiyakeikaku.html>

## 第2次札幌市空家等対策計画

---

令和3年(2021年)3月 発行

企画・編集 札幌市都市局建築指導部建築安全推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL 011-211-2808 FAX 011-211-2823

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/akiya/akiyakeikaku.html>



さっぽろ市  
01-M03-20-2206  
R2-1-183



